令和８年（フ）第１４１８号
神奈川県藤沢市善行団地３番８－503号
債務者　栗原　幸子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４７５号
横浜市神奈川区斎藤分町46番45号　さつき荘101号
債務者　足立　隆昌
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１３号
横浜市戸塚区下倉田町1167番地１　エンブレムⅠ－201号
債務者　中込　　拓
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５１４号
横浜市戸塚区下倉田町1167番地１　エンブレムⅠ－201号
債務者　中込　有紗（旧姓千原）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２８号
横浜市戸塚区上矢部町1600番地10
債務者　野村　七海
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６６１号
神奈川県大和市中央林間１丁目14番19号　田園芙蓉マンション102号
債務者　草津　忠実
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６８２号
横浜市緑区長津田２丁目38番６号　グレイス河原102号
債務者　鈴木　雄二
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２１号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目７番25号　さねさしの家　西棟101号
債務者　若林　佳樹
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７３０号
神奈川県鎌倉市台２丁目14番１号
債務者　鈴木理莉香
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９３５号
神奈川県藤沢市本町２丁目11番２－205号
債務者　和田部良博
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９３７号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目27番１－202号
債務者　下大園いつみ
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２００３号
神奈川県藤沢市石川６丁目23番地の37
債務者　神谷　有香
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０３６号
横浜市中区松影町２丁目７番地９　さかえ館615号室
債務者　澁谷　義司
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３４５号
新潟市中央区天神尾２丁目17番20号　シャーメゾン天神尾101号
債務者　和田　実祐（旧姓田﨑）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３４８号
新潟市東区津島屋６丁目１番地１　クレスト椿203号
債務者　横山　和美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５２号
新潟市中央区南笹口１丁目９番11号　ホスピス対応型住宅リベル　新潟駅南、前住所新潟市東区紫竹２丁目３番25号
債務者　大泉　　瞳
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５９号
新潟市北区松浜みなと17番６号
債務者　後藤　道子
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６２号
新潟市西区小針１丁目45番31号　ワールドステイ小針
債務者　神山　壽子
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部